

平成27年6月2日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草薙和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	局長 補佐	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第2号 第2回定例会
 平成27年6月2日(火) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。
 ただいまから本会議を再開します。
 本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望します。

一般質問通告書

平成27年6月2日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	マイナンバー制度 について	(1) 制度導入までのスケジュールについて ア スケジュールについて イ 条例改正の必要性について ウ 10月予定の個人番号の市民への通知方法について エ 通知カードが届かなかった市民への対応について オ 本人の確認の方法について	7番 太田芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	国勢調査について	(2) 制度導入の効果について ア 他の制度との連携について (3) 情報漏えい対策について 調査方法について (1) 調査概要について (2) 調査区数と調査員数について (3) インターネット回答について (4) 外国人世帯への対応について		市長
3	市道の整備について	(1) 県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ市道谷地田五反線の舗装について (2) 今後の見通しについて	9番 阿部 清	市長
4	一級河川である沼川下流の河川敷管理について	(1) 河川敷の草刈りについて (2) 護岸整備について		市長
5	国民健康保険税の負担軽減について	(1) 国庫負担のたび重なる削減による国保会計及び被保険者への影響について (2) 国保財政が危機的な状況にある時こそ、一般会計の財政調整基金からの大幅な繰り入れを実施すべきことについて (3) 国民健康保険を都道府県単位に移行させることについて	6番 遠藤 智与子	市長
6	子育て支援の一層の充実のために	子どもの医療費無料化を18歳（高校3年）まで引き上げることについて		市長
7	未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策について	(1) 原発事故による風評被害対策及びTPP対策の現状について (2) さくらんぼ農家（生産人口）の現状・未来と今後の後継者育成対策について (3) 観光客誘致のイメージアップと効果的な交流人口拡大に向けて (4) 道の駅周辺の環境整備について (5) 県の「世界一さくらんぼ」等次世代プロジェクトとの連携について	4番 渡邊 賢一	市長
8	若者定住のための	(1) 企業誘致の現状と雇用創出について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	雇用創出と健康で安心して働き続けられる職場の拡大について 防災・減災対策と安全安心のまちづくり推進について	て (2) バイオマスエネルギーなどを利用した持続可能な資源活用の企業誘致と産業育成に向けて (3) 市内企業における育児休業など子育て支援制度の取得拡大に向けて (4) 市職員の心身の健康増進と労働条件改善に向けて (1) 袋小路の除雪対策及び空き家・空き地の利活用について (2) 上記対象不動産の固定資産税等の減免特例制度新設について (3) 自主防災組織整備の現状と防災訓練の実施に向けて (4) 一人暮らし老人の救命救急体制整備について (5) 公民館整備事業等の現状について (6) 建築基準法に基づく地区公共施設の耐震化及びバリアフリー化の現状について (7) 高齢者・障がい者のための公共施設の簡易リフォームについて		市長 教育長
10	戦後70年の節目にあたる今年度の平和行政推進について	(1) 非核平和都市宣言当時からこれまでの平和行政の取り組みについて (2) 防空壕や戦時中の貴重な資料など歴史的文化遺産等の保存について (3) 戦争体験者から語り継がれる史実の記録・保存について (4) 小中学生に対する「昭和の歴史」教育と平和教育のさらなる推進に向けて		市長 教育長

○太田芳彦議員 おはようございます。

本日、トップを切って質問をさせていただきます。

5月29日は議会初日で、寒河江市らしく「さくらんぼ議会」をスタートしたわけでありませ

太田芳彦議員の質問

○國井輝明議長 通告番号1番、2番について、7番太田芳彦議員。

けれども、次の日の新聞では今年度から議員もさくらんぼのネクタイを締めて開会したとの報道がなされ、寒河江市のアピールになったと喜んでいただいておりますが、帰宅しましたら親戚より電話がありまして、あしたからさくらんぼの収穫を始めるから朝4時半集合とのこととで招集がかかりまして、園地に伺ったところ、昨年より4日早いとのこととありまして、やや小ぶりではありましたが、色づきのよいさくらんぼでありました。

それでは、最初に通告番号1番、マイナンバー制度について質問をさせていただきます。

既に皆様も御承知のように、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法が成立しました。国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理することになります。

ことしの10月にマイナンバー、いわゆる個人番号が全国民に通知され、平成28年からは社会保障、税、災害対策の行政手続等で利用することが法律で決まっています。そして、平成29年1月からは国の行政機関の間で情報連携が始まり、平成29年7月からは地方公共団体も含めた情報連携の開始、さらに民間も含め広範囲で活用されることが想定されています。

このマイナンバーへ自治体が対応しなくてはならないのは、介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険、児童手当、住民基本台帳、生活保護、保育園保育料、地方税などがあり、事務的な作業として宛て名システムも対応する必要がありますが出てきています。これまでに住民基本台帳法改正や後期高齢者医療制度の導入など大きな制度変更がありましたが、これらに比べても影響範囲はかなり大きくなる制度と言えます。

内閣官房のサイトにあります地方公共団体向けFAQの最新版を見ますと、マイナンバー導入に向けて地方公共団体はまず何をすべきかの

問いに対しては、まず庁内の体制整備を行う必要があると書いてありましたが、本市におかれましてはその辺はしっかり整備されていると認識しているところでございます。

それから、特定個人情報の保護措置を定めるための条例を平成27年10月までに定めること、独自利用事務を実施する場合は、平成27年10月ごろには条例を制定していくことなども示されています。つまり、ことしの9月議会には遅くとも条例案を上程していなくてはならないことになります。

さらに、マイナンバーの利用は市だけではなく将来的には民間事業者においても利用することが予想されますので、今回の質問を行うものです。

マイナンバー法の内容については御承知かと思っておりますので省略しますが、同様の制度はアメリカやカナダ、イギリス、オランダ、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、韓国なども導入され、インドでも導入が始まっています。日本では、徴税や資産を把握することが主目的と考えられた側面や、国が国民を統制するかのよう問題視する意見もあることは承知していますが、成立した法律の第1条には行政運営の効率化と国民の利便性の向上と目的が書かれており、この2点を重要視して対応すべきだと考えます。

今後、税収が大幅にふえる見込みがない中、社会保障費がふえていくことが想定されています。一方で、市職員の業務もふえている状況もあります。マイナンバーにより、行政運営が効率化できるのであれば、経費削減、業務改善が期待でき、削減ができた財源、人的資源を新たな住民サービスへ向けることも可能となります。行財政改革のツールになることも期待ができます。現時点でマイナンバーの活用範囲、特に自治体でどこまで活用できるかが明確でなく、個人情報をもどのように守るかなどの課題が多いこ

とは理解していますが、今後の時代を考え、行政の効率化、市民利益が増すことを第一に考え、取り組むべきと考えます。

以上のことから、何点か質問をさせていただきます。

初めに、制度導入までのスケジュールについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員からはマイナンバー制度導入までのスケジュールということでお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

太田議員からの今の質問の中にもありますが、ことしの10月から順次寒河江市に住民登録されている方お一人お一人に、マイナンバーの通知カードと個人番号カードの申請書が送られるということになっております。それに基づきまして、個人番号カードの交付を希望された方へのカードの交付が始まってまいります。そして、今御質問にもありましたが社会保障、それから税、そして災害対策など、法律で定められている分野での個人番号の利用というものが来年の1月から始まっていくということになっております。

そして、29年1月からは国の行政機関同士の情報連携が始まり、またその年の7月ごろをめぐりに地方公共団体などの情報連携についても開始されるということになっております。

概括的にスケジュールを申しあげると以上のような流れになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

次に、今後条例も見直さなければならないこともあると思うんですけども、条例改正の必要性について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いわゆるマイナンバー法で規定する、先ほどもありましたが特定個人情報と、

寒河江市個人情報保護条例における個人情報の規定の整合性を図る必要がありますことから、寒河江市の個人情報保護条例の改正を予定しているところでございます。

また、御案内のとおり個人番号カードの初回の交付手数料については、国のほうから無料で行うという方針が示されているわけですが、紛失などの場合に再発行する必要があります。その手数料についてまだ決めておりませんから、再発行の手数を徴収するということになりますと、市の手数料条例の改正が必要になってくるというふうにも考えられるところがありますので、これらについては先ほどありましたとおり9月議会に向けて改正の準備を検討しているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今回回答いただきまして、手数料が最初は無料と、再発行に関してはまだこれからということのようでした。

次に、10月予定の個人番号の市民への通知方法について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことしの10月5日のマイナンバー法の施行日以降に、寒河江市で委任をいたしました地方行政団体情報システム機構のほうから順次個人番号が記載された通知カードが簡易書留で各個人宛てに送付されるということになっております。また、この通知カードと一緒に、先ほど申しあげましたけれども個人番号カードの交付申請書も郵送される予定になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 次に、通知カードが届かない住民へはどのような対応をするのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどの施行日、10月5日時点で寒河江市に住居を有する市民の方全員に順次

個人番号を通知するという事になっているわけでありまして、先ほどお尋ねありましたけれども、宛て先が不明で通知カードが届かないなどというケースも生じてくる場合も想定されるわけでありまして。こうした場合は、市のほうに通知カードが返戻される、戻ってくるということになっておりますので、市のほうでその住民票記載事項の確認、調査を行うということになっております。

なお、市のほうでは通知カードが確実に配達されるように、通知されるように、市内にお住まいの方で移動届が済んでいない方々には適正に手続をしていただくようにこれから広報をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

漏れのないように、ひとつその辺の配慮をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、個人番号カード発行に関してお尋ねをしたいと思います。

カードの交付についての本人確認はどのように行うのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、個人番号カードの通知が届いて、申請を希望するという場合には、6カ月以内に撮影をした本人の顔写真を添付した申請書を、先ほど申しあげました地方公共団体情報システム機構に提出するという事になっております。そして、個人番号カードが機構のほうで作成されるということになりますと、機構から市のほうに申請書と個人番号カードが送付されるというふうになっております。それで市のほうで受け取るということでありまして。それについて、市では申請者の方に個人番号カードの交付通知書を送付いたしますので、その通知を受け取ってから本人が個人番号カード受領のために来庁していただくということになってお

ります。

来庁した際の本人確認という御質問でありまして、窓口で申請者より運転免許証などの本人確認書類を提出していただいて、市のほうで確認を行って、個人番号カードを交付するという手続になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 次に、制度導入の効果について伺いたいと思うんですけれども、マイナンバーと市が持つ情報をどこまで連携できるかは今後の制度が固まることを待つしかないようでありましてけれども、市民利益につながる情報連携はマイナンバーをまつまでもなく進めるべきと考えます。例えば高齢者に対しての健康記録や介護予防、介護情報、医療情報、福祉施策などを連携する福祉システムや、1人の子供に対して妊産婦健診から小中学校までの記録を電子化し、一貫性を持たせること、このようなことで、行政が縦割りで持っている情報が市民一人一人の情報となり、行政の効率化だけでなく、市民にとってもメリットになることが考えられます。国が示す内容を待っているのではなく、市民にとって何がよくなるかを考え、さらに行政効率を高めることを目的に、市としても積極的に対応を考えるべきではないでしょうか。それについての見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどスケジュールを申しあげましたけれども、時間があるようで余りないわけですよ。そういった意味で、まずはこのマイナンバー制度が円滑に施行されるということが第一義だというふうにも考えているところでありますけれども、先ほど御指摘のとおりマイナンバー、それから個人番号カードの独自利用などについては、市民の利便性の向上、それから行政事務の効率化のために大変重要な視点だろうというふうに思いますので、個人情報保護に十分留意をしながら、その独自利用の可能性

について全庁的に鋭意検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** マイナンバーでは、書類がなくなるような大災害時にも活用できるのがメリットの一つとも言われています。現状では個人認証をどのように行うかの課題があり、すぐに活用できる状態とはまだ考えられない状況であります。しかし、市民にとってこのことはメリットがあります。大災害時に体一つで逃げ出した場合、住宅の状況、所得を証明するものがなく、保険証、介護保険の状況もわからない、さらに医療情報もわからない中で、どのように支援を得られるのか考えていくと、証明書がなくてもわかるようにしていくことができるためです。そこで、現在市が行っている災害時要援護者対策事業では支援者だけではなく市としても情報を電子化し把握することで対応策が強化できると思いますので、こういった作業も視野に入れて進めていただきたいと思います。

この件に関しての最後の質問になります。

我々市民にとりましては、マイナンバーの導入を検討していた段階で個人番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突き合わせが行われ、集約された個人情報が外部に漏れるのではないかという懸念、また個人番号の不正利用等、つまり他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか等の懸念、国家により個人のさまざまな個人情報が個人番号をキーに名寄せ、突き合わせされて一元管理されるのではないかといった懸念があるわけでありましたが、こういったことに対し当局の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** きょうの新聞に日本年金機構の個人情報の大量流出という記事がありまして、マイナンバーを控え不安という見出しが躍っておりましたが、マイナンバーの制度を担当する内閣官房では「たとえ一つの機構からマイナン

バーが流出しても、本人の他の情報が芋づる式に流出することはない」というような説明をしておりました。新聞記事にも載っていたところであります。大変この情報漏えい対策、きちんとしていかなければならないというふうに思っているところであります。国の制度を受けまして、寒河江市でも情報面、それからシステム面、両面から個人情報の保護という観点での措置を講じているところであります。

制度上、マイナンバーの使用については先ほど来御指摘のとおり社会保障、税、災害対策の分野に限られているわけでありますので、その中で法律で定められた行政手続に限定されているところがございます。また、さらに国のほうでは第三者機関である特定個人情報保護委員会で監視・監督を行うということにしているわけでありますので、寒河江市でも情報漏えい対策のためにマイナンバーを使用する業務ごとに情報管理者、そして該当業務の根拠法令等を明記した特定個人情報保護評価書というものを策定いたしまして、それをインターネットで公開をしていくということにしております。

また、システム面につきましては、これまでどおり住民情報については市民生活課、税情報については税務課といった形で分散管理をして、個人情報による名寄せ等の一元管理は行わないことにしているところであります。

また、個人情報のアクセスについても、職員を限定して、他の行政機関との情報連携においてはより安全性の高い総合行政ネットワーク回線を使用しながら、データを暗号化して通信するなどの対策を講じていくことにしているところであります。したがって、情報保護については国の動きに連動して寒河江市でもさまざまな対策を講じてまいりますので、きちんと担保されるというふうに思っておりますけれども、怠りなく万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やはり市民の方々はそういう情報漏えいが一番心配なわけでありますので、その辺はしっかり対応をこれからもお願いしたいと思えます。

5月22日付の新聞に、マイナンバー法が衆議院を通過したとの報道がありました。国民に割り当てる個人番号、金融機関の預金口座にも適用するナンバー法改正案と、個人情報不正利用を防ぐ個人情報保護法改正案が21日、衆議院会議で可決されました。6月中にも参議院で可決、成立する見通しであります。

来年1月のマイナンバー制度開始まで半年余りとなる中、国民の認知度はまだ低く、企業の対応も進んでいないのが実情のようであります。改正法案では、2018年から預金口座も対象に加え、税務当局などがお金の動きを把握しやすくして、脱税や生活保護の不正受給を防ぐ狙いがあり、個人資産に対する国の監視が強まることを懸念する声も根強くあるようであります。

帝国データバンクがことし4月に実施し、企業1万720社から回答を得た調査では、マイナンバー制度への対応が完了したと答えた企業はわずか0.4%で、対応中も18.7%だと聞いております。なかなか作業が進んでいないのが実情のようでありまして、本市におかれましては今までにないものをつくるわけでありますので、作業は大変かと思えますけれども、担当部署におかれましては頑張って対応願いたいと思えます。

続きまして、通告番号2番、国勢調査に関して質問をさせていただきます。

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であります。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて5年に一度実施されております。

国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、

災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

また、国勢調査では全国のほか地域別の人口や産業別就業者数などの統計を作成します。これらの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の確定や地方交付税の交付額の算定など、多くの法令に利用が規定されており、法定人口とも言われております。

また、国勢調査から得られるさまざまな統計は、国や地方公共団体における各種行政施策の策定、推進はもとより、その評価に広く活用されております。そして、国勢調査から得られるさまざまな統計は、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体が商品、サービスの需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うために幅広く活用されています。

また、大学や研究所などの学術研究機関においては、人口学、地理学、経済学、社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われています。

それから、国勢調査から得られる統計は、他のさまざまな公的統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用されています。例えば将来人口を推計する上での基礎データや、国民経済計算などの加工統計での基準人口として用いられます。また、毎月の失業率を公表している労働力調査などの人・世帯に関する標本調査は信頼性の高い結果が得られるよう、全数調査である国勢調査の統計データを母集団として用いて標本設計が行われております。

このように、国勢調査から得られる統計は公的統計の作成、推計のための情報基盤としての役割を担っています。

ことし10月1日に実施を予定している国勢調査は、1920年、大正9年ですけれども、ここか

ら95年を迎えております。今回の国勢調査が変わるそのポイントとしては、紙の調査票に先立ち、9月10日からインターネット、スマホを含む調査を先行方式で実施することです。また、紙の調査票は従来どおり調査員によって配付、回収されますけれども、封入と未封入を選択することができます。それから、郵送回収は市区町村単位で実施の有無を選択することができます。とあるようでありますけれども、以上のことについて何か質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、調査方法について伺いたいと思っております。

私の読み上げた文の中でも調査方法が変わると申しあげましたが、調査概要について伺いたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国勢調査、先ほど質問の中にもございましたけれども、大正9年から行われている、行政資料だけでなくさまざまな分野で活用されるということで、国の最も基本的な、重要な統計調査でありますけれども、日本が世界に誇る制度だというふうに思っているところであります。5年ごとに行われるわけでありましてけれども、基準時については10月1日午前0時現在ということになっているわけでありまして。

内容といたしましては御案内かと思っておりますけれども、世帯員数でありますとか住居の種類、就業状況など全体で17項目であります。この項目については前回と同様の項目数になっているということではありますが、今回の国勢調査、前回との大きな相違点というのは先ほど御指摘がありましたけれども、インターネットによる回答が可能となったということで、通常の紙の調査に先駆けて、先行して実施されるということでもあります。今、地方創生ということが言われておまして、人口減少、高齢化の進展という中で、日本の将来を描いていくために大変重要

な、今までになく重要な国勢調査になっていくんだらうというふうに思っているところであります。寒河江市としても、円滑な調査の実施を遂行していくために、実施本部というものを近々立ち上げていきたいというふうにも考えておりますし、このことについては広く市民の皆さんに市報、さらにはホームページなどで広報して周知を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

大きく変わるところはインターネット回答が可能になるということで、大変この辺は現代に沿ったやり方だと思いますので、ぜひそのように頑張ってくださいと思います。

次に、調査区数と調査員数はどのようになっているのかを伺いたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 調査区の数については、総務省令で定める基準というのがありまして、それに基づいて設定することになります。前回の調査区を世帯数の増減などで分割・統合を行った結果、前回より6調査区多い267の調査区を設定しているところであります。そのうち、居住している人がいない無人調査区というのが28調査区ありますので、実際の調査対象としてはそれを除いた239の調査区というふうになります。

調査員の方の数については、統計局の配分率というのがありまして、それによって計算をされるということではありますが、161名、これは実人数になります。ですから、239の調査区を161名で調査をするということになりますので、78名の方については2つの調査区を担当することになるかと思っております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

調査区数が実数が239と、員数が161名ということであるようでございます。

次に、インターネット回答を選択式で実施するとありますけれども、実際どのようなものなのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** インターネット回答については、実は前回調査のときに東京都で試行的に導入されたということであります。そのオンライン調査が今回全国的に展開されるということになっているわけであります。紙の調査に先行してと申しあげましたが、実際は9月10日から20日までインターネット回答というものを先行していくということになるのであります。調査員の方が全世帯にインターネット回答の利用案内というものを配付させていただくことになっております。回答方法については、インターネットで総務省の国勢調査オンラインにアクセスをして、世帯ごとに配付されたIDコードとパスワードを入力して回答していただくということになっております。入力後についてはパソコンやスマートフォンにより直接国へデータが送信されるということになっております。なお、インターネット回答をしなかった世帯に対しては、従来どおり紙の調査票を配付し、それを回収するというところになっております。

インターネット回答については、先ほど御質問にもありましたけれども調査員の方の事務軽減、それから早期集計につながるということで、大変期待されているところでありますので、市としてもこれを推進していくために広く広報をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やっぱりインターネットなんて誰でもが使えるわけでもございませんので、使えない世帯のほうが多いような気がしておりますので、そういう優しい対応をひとつお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、外国人世帯への対応はどのようになさるのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 4月末現在で寒河江市の外国人のみの世帯数は92世帯、住民登録者数は266名というふうになっております。

国勢調査につきましては、外国人世帯につきましても調査員の方に訪問していただき、記入などについて御協力をしていただくということになっております。

外国人世帯の方への対応としては、日本語の理解が難しい方のために、調査票の内容、それから記入方法などを翻訳した調査票対訳集、27の言語のものを用意しているわけでありまして、それが準備されているところでありますし、またオンライン調査システムにおいては英語版の電子調査票を作成する予定にしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番、4番について、9番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** おはようございます。

平成27年4月に寒河江市議会選挙が行われました。私も2期目であります。市議会議員として負託されました。市民の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。

新政クラブの一員として、通告番号3番、4番について質問をさせていただきます。

初めに、通告番号3番、市道の整備について質問をさせていただきます。

県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ市道谷地田五反線の舗装について伺います。

市道谷地田五反線は、区画整理事業及び都市計画道路事業により市道下釜山岸線が整備されてからマックスバリュや市役所へ行くのに便利になり、車はもちろんのこと、自転車や歩行者も多く見受けられ、通行量がふえてまいりました。特に日田地区の人にとっては、寒河江市役所や市役所近辺に行くときは国道112号を横切れば真っすぐ行けることから、便利な道路になっております。そして、平成26年12月に県道皿沼河北線から谷地田五反線入り口のところで、75メートル区間が新しく舗装されました。しかし、五反地区から谷地田地区の道路は舗装はされておりますが大分傷んでいるところがあります。また、宝地区から主要地方道天童大江線に通じる道路と交差したところから100メートルぐらいある道路の距離がまだ砂利道で、毎年のように補修や穴埋めをお願いしている場所でもあります。そのようなことから、「寒河江市長と語る会」や議会報告会などでも、快適に通行できる道路の整備をお願いしたく、さまざま質問をいたしております。

先ほども話をしましたが、平成26年に75メートルが舗装されました。地域の皆さんも安心して通行できる道路を心待ちにしております。市長からの見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から市道谷地田五反線の舗装について御質問をいただきましたが、市道谷地田五反線については先ほどありましたが、平成20年7月4日に市道認定をしていただきました。県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ延長556メートルの道路になっております。先ほど来お話ありましたけれども、この路線については、日田地区の県道皿沼河北線から国道112号を横断して、そして市道下釜山岸線を経由して市役所前の県道寒河江村山線を結ぶということで、大変重要かつ利便性の高い道路になっております。

御案内のとおり市役所前の県道寒河江村山線から112号までの市道というのは舗装整備が進んでいるわけでありましてけれども、御質問の谷地田五反線については未舗装ということでございました。

平成23年9月22日付で日田地区及び宝地区の町会長さん方から住民の重要な生活路線で利便性が高い、利用度が高いからぜひ早期に舗装整備してほしい旨の要望書をいただいたところでございます。市といたしましては、その後寒河江市の公共事業整備優先順位基準に基づく審査会などを開催させていただいて、緊急性、必要性、整備効果などを審査した結果、整備の必要性ありという判断をさせていただいて、先ほど来ありましたけれども昨年度から工事を実施しているところでございます。26年度については、県道皿沼河北線から西側へ75メートルの区間の舗装整備を実施したという経過になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

市長のほうから、平成20年7月に市道認定という話がありました。そして、平成23年9月23日に日田地区、それから宝地区の町会長さんから要望書が提出されたということでありましたけれども、それを書いたのは私でしたので、非常にありがたく思っております。そして、その必要性の結果、今回舗装に踏み切ったということでもありますので、非常にありがたく、感謝申しあげたいと思います。

26年12月に工事をされたところは、大分きれいなところでありまして、その先が非常に傷んでいるところが多いところでもありますので、よろしく、できるだけ早くできるようにお願いしたいと思います。先ほども申しあげましたけれども、市長からも話が出ました宝地区から主要地方道天童大江線に行くところの交差した西側国道112号まではまだ未舗装になっておりま

して、砂利道であります。そこも含めて工事が始まれば、大変ありがたく思っているところで。地域の皆さんは、長年の夢だったわけでありますから、いつできるのか本当に楽しみにしているところでもありますので、今後の見通しについて市長のほうから伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この路線は556メートルあるということでもありますので、75メートルを整備させていただきました残り481メートルについて、今年度予算で800万円を計上しておりますけれども、その中で230メートルについて今年度整備をしていく予定になっております。そういうことで、来年度の完成を目指して取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま市長のほうから、27年度は230メートル、そして残りは来年度ということ、日田地区、それから宝地区の住民の皆さんにとっては大変ありがたいお言葉であると思います。私も平成24年4月に議員にならせていただいてから、地域の皆さん方と早期の実現に向けていろいろ頑張ってきたりしましたが、本当にありがたく、感謝を申しあげまして、次の質問に移らせていただきます。

通告番号4番、一級河川である沼川下流の河川敷管理について伺います。

沼川は一級河川であり、県の管理であると思いますが、沼川とかかわりを持ちながら生活している者として質問をさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

本市の市街地を流れる沼川は、駅前中心市街地整備事業と一体化され、ふるさとの川整備事業により整備されました。現在、幸田橋から沼川橋までの堤防は、遊歩道として市民の憩いの場でありますので、市街地と一体化した水辺の空間として完成をしております。また、沼川の

水質改善に向けては、水質環境改善連絡協議会を立ち上げ、民間団体や事業者、市等の組織により環境保全の取り組みをしている川でもあります。

この沼川は、駅前のみならず本市のすぐれた景観を生かしたまちづくりを行っており、市街地を通った河川は南町、新山、そして本楯地区を通り、さくらんぼの立ち並ぶ中向を東に流れ、最上川に合流しています。下流には、災害時には水害を少なくするために最上川堤防に最上川の逆流を防ぐための水門があり、沼川があふれたときには隣にある排水機場の3台のポンプによりポンプアップされ、最上川に放水し、寒河江市内の水害を防御している河川でもあります。

しかし、昔の沼川は最上川のかかわりにより雨が降ると最上川から逆流し、暴れ川になったと言われております。昭和30年に建設省計画の最上川築堤と沼川逆流水門建設が決まり、関係者が発起人会を結成し、土地改良区を設立、国や県の意向を確認して、最上川流域の土砂の堆積や曲がりくねった準用河川、沼川並びに佐渡川を改修し、直線にすることの効果力を説いて、河川法上の幾多の困難を乗り越え、談判した結果、知事の裁定により沼川を直線にすることを決定したことが沼川の石碑に記されておりました。着工は昭和31年10月、竣工は40年8月とあり、10年の長きにわたって先人たちが頑張ってきた経緯のある河川でもあります。

しかし、最上川上流で一度雨が降ると、最上川の増水により水門を閉めると沼川の水が行き場を失い、一面湖水のような状況になりました。それから12年後の昭和52年8月に最上川堤防の最上川水門のところに排水機場が完成してからは、市内はもちろん中向地区の洪水も少なくなり、安心して耕作できる農耕地になり、洪水で悩まされた近隣住民も生活のしやすい環境になっております。

そして、平成24年から25年にかけては、沼川

2番橋、6,700万円をかけて完成しました。平成25年から26年にかけて、沼川3番橋が6,100万円をかけ完成、そして沼川3番橋を通る農道が延長974メートル、3,600万円をかけて完成をしました。耕作者はもちろんであります、さくらんぼ観光誘致にも大きな環境改善となりました。大変感謝を申しあげるところであります、整備されている沼川下流でありますけれども、現在の中向での問題について質問をさせていただきます。

最初に、河川敷のり面の草刈りについて伺います。

平成3年から平成23年まで、中向地区組合員450名の協力により除草作業が続けられました。草刈り作業は、都合の悪い方を除き、毎年2回の河川敷のり面の草刈りをしてまいりました。平成3年に当時の市長に沼川を中向地区管理組合の組合員できれいにすることを約束して、毎年草刈りをしてきた経緯があります。

しかし、平成23年に草刈り機の刃が外れ、近くで作業をしていた人がけがをする事故が起きてしまい、草刈り機による河川敷のり面の草刈りができなくなりました。平成24年からは県の緊急雇用創出事業で1回草刈りをしましたが、後は中向地区の役員など11名で草刈りをしておりました。しかし、面積が広いために大変だったようであります。昨年度からは牧草を刈るトラクター用の草刈り機により、のり面1メートルの草刈りをしている状況であります。

耕作者も年々高齢化しており、沼川河川敷内の草刈りの管理を、一級河川でありますので県のほうでの管理ができないか、市長にお伺いたしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から沼川の大変な歴史、経過、地域の方々が苦勞しているんな形で守ってこられた歴史をお伺いたしましたが、延長約5キロの一級河川ということで、県が管理を

している河川でございます。

御質問の河川敷の草刈りについては、毎年県全体で実施をしております「きれいな川で住みよくなるさと運動」の中で寒河江市内でも実施をされているところでございます。沼川については12の美化活動団体がございまして、御質問の区間については、日田地区の沼川下流の環境を守る協議会の皆さんの御協力をいただいているところでございます。

今御質問にもありましたけれども、以前から地域の皆さんが実施をしていただいたわけでありまして、平成23年に不幸な事故が起きたということから、それ以降は機械による作業は控えていただくようにしているわけでありまして、どうしても機械作業を実施する際には安全点検を十分に実施して作業をしていただくということをお願いをしているところでございます。

今御指摘ありましたとおり、事故後は堤防上から1メートル程度の草刈りで、のり面全体は刈らないというふうな形になっているわけでありまして。御指摘のように一度やめた機械での草刈りの再開というのはなかなか難しい、いろんな条件があつて難しいというふうにも認識をしております。

県のほうでちゃんと管理してもらえないかというようなお話でありましたけれども、県のほうでは西村山管内の河川管理、延長、全部で211キロメートルにも及ぶということで、のり面などの全体の草刈りについてはなかなか難しいというような御返事をいただいているようでありますけれども、私のほうから重ねて事情を話してお願いをして、さらに何とか御理解をいただくように要望してまいりたいというふうを考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

市長からもお話ありましたけれども、やっば

り1回やめてしまうとそれを復活してやるということが非常に大変だということで、組合長のほうも頭を抱えていたような状況にあります。私も朝散歩しまして、よく最上川沿いを歩きますと年に1回から2回、きれいに機械で草刈りをしている経過を見ますと、何でここはならないのかなという思いがありまして今質問をさせていただいたところでありました。県のほうでは211キロメートルに及ぶ県の川があるので、なかなか管理が難しいということでありましたので、市長には大変でありますけれども寒河江市として沼川の管理ということでの草刈りについて御要望のほうをよろしくお願ひしたいと思います。また、中向地区の草刈りにつきましては、どうしても地域でお願いしなければならないときにはまた管理組合のほうとよく協議をさせていただきながら、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、沼川中向地区の護岸管理について伺います。

先ほども話をさせていただきましたが、平成3年に当時の中向地区管理組合長時代から、沼川をきれいにするかわりとして中向下流の護岸整備の要望をしまりました。組合員の協力を得ながら、平成23年まで草刈りをしていた経緯を伺っております。先人たちは、地域の農作地を守るために真面目にこつこつと努力をしてきたことがうかがわれます。

最上川に合流するところの排水機場の沼川橋下流300メートルぐらいのところでは護岸整備がなされていないところがあるという話を伺いました。市街地の整備が完了し、川下に事業が進んでいるわけでありましてけれども、本市においても河川整備補助事業として県に対して重要事業の要望書が提出されております。つきましては、沼川河川事業は最上川堤防までの区間の整備をお願いしたいと思います。市長の見解をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沼川の整備状況については、先ほど阿部議員のほうからも御質問の中でしたが、これまで上流部から順次整備をされてきているということでありまして。平成25年度までには沼川橋まで完了して、本年度から沼川橋から下流の沼川1号橋までの護岸改修及び橋のかけかえ事業が予定されているということ、順次整備が進められているところでございます。

御質問にありました中向地区の沼川3番橋から沼川排水機場までの区間の護岸の整備という御質問でありますけれども、この区間についてはのり面勾配が緩やかになっておりまして、土羽護岸というブロックなどを積まない工法で整備が実施されているところでありますので、整備が済んでいると認識をしているというふうに伺っているところでございます。

いずれにしても、先ほどの御質問にもありましたけれども、草刈りを含む沼川の河川管理については、作業をしていただいている方の高齢化の問題など多々あるわけでありまして、今後も協議会の皆さん、それから県のほうとも十分話し合いをさせていただきながら、適切な管理方法について再度皆さんとともに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございました。

市長からは、土羽式ですか、護岸整備ということで、終了しているんだよということでありました。そうしますと、中向地区の管理をしている組合長さんはまだその辺がうまく理解できていないところがあるのかなと思います。私が話を伺ったところだと、最上川の島地区の堤防が破れますと、その水が中向まで来るんだぞと、その水を逃すところが必要なので、そこはあけているんだというような話を伺って、そういう事情からまだ護岸がなされていないという

ような話を伺っておりましたので今の質問をさせていただきますわけでありましたが、今の話を聞きますと護岸工事はできているということです、その辺を管理組合のほうへの通知等も含めながら、よろしく願いをしたいと思います。

私も最初から護岸工事はなされていないというところでの質問をさせていただいたわけでありまして、ただ中向地区は2番橋、3番橋ができて、非常にきれいな環境になりました。本市の美しい景観を生かしながら、そしてさくらんぼの花が咲けばさくらんぼの花を見るにも非常にきれいな地域でもあります。そして、ハウスをかけて、ビニールハウスができますとそれを堤防の上から見ると海面のように非常に美しい景観にもなります。ですから、さくらんぼ狩りだけでなく、非常に幅の広い観光ができるのかなと思いますので、寒河江市の観光客を誘致していくための環境づくりというのは大変これから重要になっていく部分なのかなと思っています。先ほども質問させていただいた全体的な景観を考えて、のり面の作業、その辺をきれいにさせていただいて、護岸工事は終わったということでありまして、その辺の整備をよろしく願いを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号5番、6番について、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

この5月末の鹿児島県の口永良部島の噴火、そして小笠原諸島の地震と、立て続けの災害に胸が痛みます。何やら地球が私たち人類に警告を發しているようにも感じられるこのごろであります。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号5番、国民健康保険税の負担軽減について伺います。

この国民健康保険は、他の医療保険に加入していない全ての住民に医療を保障する制度です。自営業や農家の方、また現役時代は健保や共済に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は誰もが一度はお世話になる医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険です。さらに、国保の加入者の7割以上が失業者、非正規労働者、年金生活者で、他の健康保険などに比べ低所得であります。企業などの事業主負担もありません。

しかし、政府は1984年から現在まで、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を50%から23%に半減させました。この国庫負担の削減による国民健康保険会計及び被保険者への影響について、国保税の仕組みと本市の歴史を概括的に振り返ってみる必要があると考えます。

1980年以降の税率の推移や、標準的な世帯の税額、課税限度額の推移について、また平成26年度の国保税の滞納世帯数と滞納額もあわせ、概括的な流れをまず教えていただきたいと思えます。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一問一答ではありますが、質問項目が数多くあるので、順次お答えをしたいというふうに思います。

昭和59年、1984年からの税率の推移について、まずお答えをしたいというふうに思います。

御案内のとおり、国保税というのは保険医療分、介護保険分、それから後期高齢者支援金分の合計額で課税されているわけでありましてけれども、1984年については基礎課税額のみでございました。所得割が5.6%、資産割が30%、そして均等割額が7,440円、平等割額が1万440円ということであります。

これが2000年になりますと、介護保険制度がスタートして、介護保険納付金分が加わって、税率についても所得割が6.98%、資産割が35.2%、均等割額が2万1,600円、平等割額が2万5,200円というふうになっております。

さらに、2008年からは御指摘のとおり後期高齢者医療制度がスタートしたということで、後期高齢者支援金分が加わって、税率については所得割が10.2%、資産割が37%、均等割額が4万1,700円、平等割額が3万8,100円というふうになっております。

そして2014年、昨年については平等割額が12.5%、資産割が37%、均等割額が4万3,200円、平等割額が3万8,300円というのが最近の状況になっているところでございます。

1世帯当たりの平均税額については、これも同じように年度ごとに申しあげますと1984年が11万6,597円、2000年が17万7,043円、2008年が18万2,742円であります。そして2014年については19万5,283円というふうになっております。

限度額についても申しあげますと、これも年度ごとに申しあげますと1984年が35万円、2000年が60万円、2008年が68万円、そして2014年が81万円となっているところでございます。

それから、昨年度の滞納世帯、それから滞納額については、ことしの6月1日時点の調査では現年分については612件、滞納額については7,929万8,770円となっております。滞納繰り越し分については、繰り越し者数は延べ2,010件、

滞納額は2億3,717万7,855円というふうになっております。

以上です。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 順次の答弁、ありがとうございます。

こうして見てまいりますと、この国保税の税額、税率、それから1人平均、1世帯平均が最初のころと改定されてからでは大変な値上げがなされているということがわかるお話だったと思います。昭和58年の1人平均は約3万5,000円、平成25年度では7万1,000円と倍になっております。所得割のほかに収入に対する課税以外に固定資産に課税される資産割や世帯そのものに課税される世帯割、人そのものに課税される均等割などが課せられる国保税というのは、各種税の中で負担感、重税感が最も高い税だと言わざるを得ません。私は2013年の12月議会でも国保の問題を取り上げて、そのときには申請減免、減免制度のことなどに視点を置きまして一般質問いたしました。そのときの市長も「今の市民の暮らしぶりも大変なものがある」というような共通する認識でございました。この大変な負担感の中でも、これが続いているわけですね。各種税の中で負担感、重税感が本当に強いこの税について、市長の見解、そしてさらに介護保険分や後期高齢者医療支援分の負担も合算された国保税額が通知されるようになってからは、一層その負担感は増していると考えますが、これについても市長の率直な見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国保税、改めて申しあげるまでもないわけでありましてけれども、保険給付を初めとする国保事業を行うための財源の一部として徴収するわけでありまして。国保の保険税については、他の社会保険などが所得比例制になっているのに対して、御指摘のように所得や資産

など負担能力に応じた負担、いわゆる応能負担と、世帯または1人当たりの定額の利益を受ける期待率に比例して負担する部分、いわゆる応益負担というふうに言われる、その両方から構成されているわけであります。

そして、必要な税収を確保するための案分率というのがあって、その案分率については3つの方式があるわけであります。1つには4方式と言われるものでありまして、これが寒河江市の採用している所得割、資産割、平等割、均等割、それから3方式、所得割、平等割、均等割、それから2方式、所得割、均等割という3つの方式が課税方法としてあるわけでありますけれども、この方式、そしてその構成割合をどういうものにしていくかということについては、各市町村が選択をするというふうになっているところであります。選択するということになっておりますけれども、総額自体がそれで変わってくるというものではもちろんないわけでありませぬ。寒河江市については先ほど申しあげましたけれども4方式、4つの割合で案分率を決めているわけであります。所得割、資産割、平等割、均等割ということで、負担能力あるいは受益のバランスをよりきめ細かく反映できる4方式というものをとっているところであります。そういう意味で、4方式、4つの案分率を使っているから負担感とか重税感が高いということは言えないのではないかというふうに認識をしているところであります。

国保制度、本当に被保険者が保険税を負担して医療費を賄っている、補助している、該当する国民にとっては大変なくてはならない医療の安心を支えていく制度であります。ぜひこうした制度を、やはりいろんな形で御理解をいただいて運営をしていくというふうにしていかなければならないというふうにも思っているところでありますし、介護保険料、それから後期高齢者医療制度などは後発の制度としてそれぞれ国

保税に上乗せをして徴収する、課税をされているということでありますが、これらについては国保に限ったものではなく、他の医療保険も含めて法律によって共通の理解あるいはルールに基づいて負担をしていただくという制度でありますので、御理解をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 4方式、3方式、2方式があるということで、きめ細かな案分率で対応しているというようなお話でございましたが、何が一番の問題かということは1984年に国庫負担金が減らされてきてから、それを転嫁するために市民に転嫁されて、市民の税金が、実質お金が青天井のように上がっていているという、この現実が問題なのだというふうに私は思っています。今もお話しになりましたように、国保制度は国民皆保険実現のため高齢者や無職者を抱えて発足したので、国保財政の6割近くが国庫負担でした。もともとはです。それが、1984年の改定を皮切りに、現在約半分以下です。23%まで引き下げられたわけです。この減らされた国庫負担分を保険料に転嫁しているのが高騰の大きな要因だということは、これまでも見てきたとおりでありますけれども、それに加えて長引く不況や非正規雇用者の流入、年金削減により1994年度からの10年で加入世帯の所得が約4割も減少したのが事態を深刻にしていると言わざるを得ません。

憲法の第25条では、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活分野について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しております。どのような国民も、ひとしく医療を受けられる権利があるとした上で、国はそのために努めなければならないと、こう定めているわけです。この国民皆保険の精神に照らしても、現状の国保制度は税率や税額の異

常とも言える高額、滞納者の増加、資格証の発行などなど、その役割を十分に果たしているとは言えない深刻な危機に直面していると考えられるわけであります。これについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、国保制度は実質昭和36年から、制度自体は33年に法が制定されて、36年から全国の各市町村で始まった制度であります。国民皆保険制度、おっしゃるとおりその確立のために、市民が安心して暮らせるような、そういう医療体制を目指してつくられた制度だというふうに理解をしているところでございます。御指摘の点もあるわけでありませけれども、こういう制度、大変世界的にもすぐれた制度だというふうな評価を得ているのも事実でありまして、2000年にはWHOが日本のそういう制度に対して総合点で世界一だと、こういうふうに評価をされているというところもあるわけでありまして、一方で御指摘のとおり医療費の総額が高齢化あるいは医療技術の高度化などに伴って毎年1兆円を超えるペースで伸び続けているということで、大変国保初め医療保険の運営については年々厳しさを増しているのは事実であろうかというふうに思いますし、とりわけ国民健康保険の被保険者、御指摘のとおり低所得者が多く、また被用者保険に比べて高齢者の割合が高いということで、1人当たりの医療費も高くなってしまいうようなことから、保険税が上昇する傾向にあるというふうなことで、構造的な問題もあるというふうにも認識をしています。

国においては、こうした問題を改善していくためにこれまでも保険基盤安定制度あるいは退職者医療、前期高齢者医療制度、高額医療共同事業などを設けて、国保の財政基盤の安定を図ってきたというふうには認識をしておりますけれども、急速に進む高齢化、さらには医療費の

伸びということで、市町村財政は一段と厳しさを増しているのも現実であります。

しかしながら、こうした状況ではありますけれども、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでだというふうにも認識をしております。市民が安心して暮らせる医療体制の確保に極めて重要な役割を担っておりますので、将来にわたって持続可能な安定した運営が今こそ求められているというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 国民皆保険が世界に誇る制度だということ、だけれども構造的な問題もあるということ、そういうお話でございましたけれども、国保財政が危機的な状況にある今、市としても再三再四、重要事業要望書に国民健康保険事業への公費負担の引き上げを行うなどの財政的支援を強化し、医療保険制度の安定化を図ることと明記して訴えていることは承知しております。国に対策を求めることは当然としましても、それ待ちにならず、一方で自治体独自の取り組みが必要ではないかと考えます。

そこで、本市の一般会計の財政調整基金は、昨年度末で約13億円積み立てられております。市民生活が困難をきわめたときには、それを取り崩し財源として活用することは認められると考えるものです。今の国保財政、まさに市民の生活が困難をきわめているという、それに当てはまるのではないのでしょうか。この6月議会に国保税の税率アップの議案が上程されました。国保の基金から1,000万円を取り崩し、一般会計から1,000万円を基金に繰り入れるということでございます。基礎課税額の所得割の税率を10%以上にはしたくなかったという、その努力は大変わかります。努力はわかるのですが、改定前の7.8%から9.2%に上がるわけですよ。これは大変な負担だと思います。そうであれば、例えば財政調整基金を含めた一般会計の中から

5,000万円を税額の引き下げのために国保会計に繰り出せば、1世帯約1万円の税負担の引き下げが可能ではないかと一つの試算をしてみたわけであります。先ほども言ったように、青天井で上がるばかりの国保税、その重圧に多くの市民があえいでおります。その声が私のところにも多く寄せられております。焼け石に水のような繰り入れではなくて、思い切った大胆な繰り入れで負担を軽くする市独自の対策を実行すべきときと考えるのですが、これについての市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員からは財政調整基金を取り崩して国保財政の運営に充ててはどうかという御質問でありますけれども、何度も申しあげておりますが、国民健康保険制度を運用していくための財源というのは、やはりその制度に基づいて保険税、そして国、県の支出金で賄うというのがあくまで基本だろうというふうに思っております。そういう意味で、我々も市としてもこれまでも何とかそういう基本を崩すことがない部分で、根幹にかかわるようなところがない部分でいろんな形で支援できないかということで、当初予算でも2,000万円繰り入れをさせていただいて、今回6月の補正では1,000万円ということですが、この1,000万円については財政基盤強化のために基金を積み立てるということで、そういう部分に支援するということが1,000万円をさせていただいた、当初と合わせれば3,000万円の繰り出しをさせていただいているということになります。そういう意味で、何とか健全運営というんですか、健全財政に向けてできる限りの支援をさせていただいているというふうに思います。

財政調整基金、確かに平成19年に6億円程度のところが今現在13億円程度になって、何とか健全化を保ってきているところでもありますけれども、今、市の予算というのは156億円程度あ

るわけでありますが、そのうち税収が49億円、交付税が41億円、合わせて90億円の歳入があるわけでありますが、なかなか今景気の動向がよくなる、あるいは交付税などについても将来が見通せないというようなところがあります。そういった不安定な歳入を何とかいざというときに繰り出していくための財政、文字どおり財政調整基金というふうに理解をしているところでもありますので、その辺のところは大いに議会の中でも議論を深めていただいて、御検討、御議論をいただければというふうに思っているところでもありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** これまで合計3,000万円の一般会計からの繰り入れをしたということでございます。ですけれども、市民の立場からすると実際に払う側としてこのくらい重い負担感のある税金というのはないなというふうに思っているわけなんですけれども、財政調整基金を何とか財政基盤を安定させるために使っていくんだという、その趣旨はわかります。けれども、そこにとどまることなく、先ほども言ったように大胆な施策といいますか、それが必要なときではないかと思うわけなんです。

それで、全国を見渡してみましてどんなことがなされているか見てまいりました。ちょっとだけ御紹介いたしますけれども、京都市はこの2月、2015年度の国保料引き下げ案を発表しました。引き下げ案は1人当たり平均約2,500円。1世帯当たり平均約5,900円です。国保料の医療分、後期高齢者支援分、介護分の全ての税率を引き下げるのは、1961年の制度創設以来初めてということになります。モデルケースで見ますと、同市の国保料は所得300万円の4人世帯で40歳以上の夫婦と子供さん2人で57万8,000円と所得の2割近くを占める高さです。それが15年度は55万4,000円と2万4,000円下がる計算

になるということです。また、北海道の旭川市でも、所得200万円の3人世帯のケースで5年間で8万2,000円も安くなり、下がる前に払っていた40万円から50万円の年収4分の1にも当たる国保料が2015年度には36万5,000円になったという例もございます。

その旭川市の市長である西川将人さんの談話が新聞赤旗に載っておりましたが、一部御紹介いたします。「厳しい財政状況にありましたが、少しでも市民生活に寄り添った施策を行いたいとの思いから、2期目の公約に国保料の負担軽減を掲げ、財政措置や基金活用などで引き下げを5年連続で実現し、道内主要市の平均を下回るものとなりました」と胸を張っている写真も掲載されています。

ほかに、2015年度に国保料引き下げを行う自治体は11市ありますが、その中に山形市の1人平均3.3%、お隣の宮城県塩竈市の1世帯平均5,339円の2年連続引き下げなどがございます。これは地方からの反乱と言うべきか、このくらいの実行を見せていかないと国の施策はなかなか変わらない、そんな状況でもあると思うわけでありませう。

このような例、お話ししましたが、これについては市長はどのようにお考えになりますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自治体の中ではそういう引き下げをする自治体もあるというふうにも聞いているところでありますが、今議論になっておりますのは一般会計から繰り入れて税を下げるというケースがあるかどうかという、必ずしもそうではないかもしれませんが、そういういろいろな事情で下げていくということもあろうかというふうにも思いますが、我々としてもできるだけ該当する市民の皆さんの負担というものを少なくしていくというような工夫をやっぱりしていかなければならないというふうにも思います

し、そもそもおっしゃるような形で市長会を通じて国のほうにも要望しているわけでありませうので、そういう制度の根幹にかかわる問題でもあろうかというふうにも思いますので、引き続き要望していきながら、我々としてもできる限りいろんな形で研究もして、何とかそういう要望に応じていけるようにしていきたいというふうにも考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 研究をして、要望に応じていくようにしたいというお話でございます。ぜひこれは早くに研究していただきたいと思いますのの一つであらうと思います。

そして、2013年12月に質問いたしましたときにもペナルティー問題があるということをおっしゃってございました。子供医療費の助成制度に対する国保の国庫補助金が減額されるというようなお話がございましたが、ここに来て、そのことが重要要望書にも書いてございましたけれども、そういうことが実ってきつつありまして、見直しや中止をしていくということが国会でも取り上げられまして、塩崎厚労大臣やその検討の場の設置を表明しているところでございます。これも今までこつこつと声を上げてきた成果だというふうにも思っているところですよね。ですので、こういうようにこの思いから始まって行動すれば事態は開けていくと、道は開けていくといういい例だというふうには感じます。ですので、制度の根幹を揺るがす大きな問題だというふうにも市長もおっしゃいましたけれども、これは本当に事実、現実から考えていく必要があるというふうにも思います。ですので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険を都道府県単位に運営主体を移管するという政府の方針についてでありますけれども、この問題については私は財政規模が大型化するだけで、今の国保の抱える問題の根本的な解決を先送りするだけのことではな

いかという懸念を持っております。そしてそれだけでなく、減免制度など各市町村で行っているきめ細かな独自の施策が一本化され、サービスが低下するおそれがあるのではないかと、各自治体住民の意見や苦情が届きにくくなるのではないかと、そんな問題も指摘されております。そのことに対する市長のお考えを伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり先月27日に医療保険制度改革の関連法が成立して、平成30年度から運営主体が市町村から都道府県に移管されるというふうになったところであります。これは、規模を大きくして財政基盤の安定を図るといふことと、事務の効率化ということが狙いであります。

法律が施行されますと、市町村は都道府県から通知された納付金を納付するというようになります。納付金の納付に必要な額を確保するために必要な税率を設定し、被保険者から徴収すること、それから疾病予防、健康づくり、被保険者管理などを行うというふうになっているところであります。そういうことになっておりますので、税の軽減制度あるいは課税限度額の設定、そして特定健診や保健指導など住民に身近なサービスについては、引き続き市町村が担うというふうになっております。また、税率についても、最終的には市町村が決定するということでもありますし、運営協議会も従来どおり開催され、住民の意見も反映された形で運営が行われるというふう聞いております。そういった意味で、議員御心配の点もあろうかというふうに思いますが、そういった問題は今のところ生じないのではないかとこのようにも思っておりますが、今後とも情報の収集・把握に努めながら、我々としては市町村、そして住民の皆さんの負担がふえることがないように、さらに国、県に要望を続けてまいりたいというふうに考え

ております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 最終的には市町村が決める、住民の負担は生じないのではないかとこのようにお話を伺いましたが、いろんな資料を見てみましたところによりますと、都道府県が市町村に標準保険料を示し、都道府県に上納する保険料イコール納付金ですね、この100%納付を義務づけるということなんですよ。大阪社保協の事務局長の寺内順子さんという方はこのように言っております。「2013年度の国保料の収納率は全国平均で約90%です。収納率100%はあり得ません」、私たちのことを見ましてもそうですよね。「90%の収納率でも、納付金を100%にするために市町村が国保料を値上げする可能性が高いのではないかと」と警鐘を鳴らしているという記事も私目にいたしまして、心配しているところでございます。

一方、日本共産党の小池 晃参議院議員は、ことしの5月19日の厚生労働委員会で全国知事会が高過ぎる国保料を中小企業の協会けんぽ並みに引き下げるため、1兆円の財政投入を求めていると指摘して、1兆円の国費投入で1人当たり3万円、4人家族で12万円の引き下げになると、法人税の1.6兆円減税をやめれば可能だと塩崎厚労省に迫っております。これについて、市長はどのようにお考えになりますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 都道府県のほうに移るといふことに対しては、先ほどお答えをして、いろんなきめ細かなサービス、あるいは税が高いところにならされていくのではないかなどということについては、今の段階での国の回答がそういう回答になっておりますので、我々もそういうところはぜひ、申しあげましたとおり今の負担がふえることがないように、そして市町村もいろんな形での業務も含めて負担がふえることがないようにお願いをしていくというふうに考えてお

りますので、そこら辺については法案が通りましたのでこれからさらに具体的になっていくんだというふうに思いますから、注視をしながら、必要に応じてやはり強く要望していきながら、何とか制度を維持していく、あるいは充実をしていけるようにしていければというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 要望するというごさいまして、私の立場ではいろんな市民の皆さんの声が寄せられて、背中に背負っているわけですよ。その市民生活の実態に照らし合わせてお聞きしていると、やはりどこかのどこかというか、切迫感というかそういうものももっと私は欲しいなというふうに思いながら聞いたところでごさいますけれども、いずれにしても国の国保会計への財源の支出を以前の水準に戻されるだけで、抜本的な解決が図れるし、そのことが政治の役割だというふうに考えます。先日、ある時代劇ドラマでこんな言葉を聞きました。俳優、中村敦夫扮する大塩平八郎が、いまわの際に言い残す言葉です。それは、「民疲弊すれば国荒廃し、民豊かなれば国栄える」という言葉です。大変含蓄のある言葉だと思います。この言葉をかみしめながら、国に対する市長の引き続きの働きかけと、それと市長におかれましても市独自の施策の実行、英断、これを心から望みまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、通告番号6番、「子育て支援の一層の充実のために」、このことについて伺います。

寒河江市は昨年10月から子供の医療費を中学3年生まで入院、通院の全ての無料化を実現しました。これは大変喜ばしいことであり、子育て世代に対する大きな激励になったことと思います。私のところにも、「大変助かる」と、こんな声がたくさん寄せられております。

若者世代の人口の定住化、まちの活性化への取り組みは一段と加速させなければならぬと考えますが、県内市町村の中では遊佐町がことし4月から子供の医療費の無料化を高校3年生まで引き上げる施策を実行いたしました。全国では200を超える自治体が高校3年生までの医療費無料化を進めていることがわかりました。この医療費無料化の拡大も含む子育て世代への手厚いさまざまな施策は、定住人口の拡大につながっている、このことは間違いのない事実だと思っております。

本市でも、こうした先進例を率直に受けとめて、医療費無料化年齢の引き上げを検討すべきと考えるのですが、市長は中学校3年生までの実現をしたときに、これで肩の荷が一つおりましたというようなニュアンスのお話をされておりました。昨年10月にこれが実現されたばかりで、また高校3年生までかという思いもおありかもしれませぬけれども、ここは子供のために医療費の無料化を引き上げること、これは寒河江市の未来にとっても大きな意味があるのではないかと思います。この点についての市長の御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子供の医療費の無料化の拡大というのは私の就任当時から公約でもありましたから、財政状況を見ながら順次拡大をしてきたところでごさいます。おかげさまで、今年の10月からは中学生まで入院、通院合わせて完全無料化ということでさせていただきました。

子育て支援の政策というのは、いろんな形で今経済的な支援をさまざまな事業として取り組んでいるわけでありませぬ。その一環としてこの医療費の無料化というものがあるかと思えます。そういう意味で、県内の自治体は全て中学校3年生までだそうでした、遊佐町さんが高校3年生までと、こういうふうになっているんですが、子育て世代に経済的支援をして

いくということについては、やっぱり親御さんがまだお若い方が経済的にもなかなか大変だということで医療費無料化を進めてきたという経緯がありますね。そういう意味で、経済的支援の一環でありますから、この無料化の事業とそれ以外にもいろんな経済的支援の事業というのはあるわけなので、財源は限られておりますから、どういう財源を効果的に優先順位を決めてしていくかというふうになるんだというふうに思います。昨年末に3年間の実施計画をお示した段階では、医療費の無料化の拡大ということよりも第3子に対する支援、保育料の無料化というものを進めていくということでお示しをしているところでありますので、実施計画にまぎらずに沿って着実に実行していく中で、その段階において医療費の無料化を拡大していくことについても大いに検討して、また議論をしていきたいというふうに考えているところであります。

基本的にはこれも国保も同じですけども、国が今、地方創生などということを声高々に言われているわけでありまして、やはり医療費の無料化などについても国策としてきちんと対応をしていただくということが必要なのではないかということで、市長会を通じて要望をしているところでありますし、県においてもまだ小学校3年生までの支援しかありませんので、それ以上は全部市町村が100%負担をしていくという状況でありますから、そこら辺も理解をして、県は上げましたけれどもね、ことしから。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 市の施策といいますのは、さまざまなこと、細かいことがお互いに連携し合いながら相乗効果を伴ってよりよくなっていくもの、よりよくしていくべきものというふうに感じております。第3子の保育料の無料化、それから私もこれまでも取り上げてまいりました

若者世帯への住居の家賃の助成ですとか住宅リフォーム、それから無利子の奨学金制度の創設、そういうさまざまな事柄をたくさん各それぞれの市民層に浸透させていながら施策をしていくということだと思えます。第3子の保育料無料化、これも大変結構なことですし、いろんなことが市長の頭の中にもあって、公約を実現するというところで頑張っておられる、これはそのとおりだと思います。ですので、医療費の無料化を優先するかどうか、何をするかということを考えていくと市長がおっしゃって、大いに検討していくということでお話しされました。これはさらなる相乗効果をぜひとも期待するものであります。

現在、寒河江市の場合の医療費無料化、対象者が未就学児で2,277人、小学生は2,177人、中学生が1,114人というふうにお聞きしております。合計で5,568名ですね。お聞きしましたら、高校生は1,257名ということなんですね。

福島県では、原発の関連もございましてけれども全市町村での高校3年生までの無料化が実行されておりますね。ですので、各市町村の事情とかも鑑みながらということではあるかと思えますけれども、実際に全市町村でやっている県がある、これは大変私たちにも大きな示唆を与えているのではないかなというふうに思います。それで、現在乳幼児医療全国ネットによりますと、助成対象を中学校卒業以上とする市区町村が通院で349自治体、入院で390自治体になっているということなんですね。しかし、先ほど市長もおっしゃいましたように、さまざまな事情で通院の対象年齢を5歳児までとしているところが105自治体もございまして、入院で45自治体が残っているということでございます。市町村制度全体を底上げして、格差はこれまで大分解消になってきましたけれども、この解消をさらにしていくためには、市長おっしゃいましたように国の制度創設がまずは必要だというふう

に思いますけれども、これはほかのことを見ましても待っているだけではなかなかいかないと。寒河江市に住んでいる合計6,700人の対象になる方への医療費無料化もぜひ進めていただいて、ほかの施策との相乗効果として高めていただきたいというふうに心から思います。

これについて市長、福島県では全部の市町村でやっていることですか、このような全国的な流れを見まして、もう一度市長の見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり福島県、原発の問題があって、これは福島県知事が呼びかけてというんですかね、主体的に高校3年生までということで全市町村が協力をしていっているというふうにもお伺いしておりますし、そういう意味で我々としても隣の県ではありますけれどもいろんな形で影響を受けているわけでありますから、ぜひそこら辺は状況を見ながら参考にさせていただきたいというふうにも思いますし、中学校3年生までで一つの区切りではないのかと申しあげたのは、それ以上は考えないという意味ではもちろんありませんので、そういうことで先ほど申しあげましたけれどもいろんな形で限られた財源を有効に活用していく、優先順位をその都度その都度判断をしながら、より効果的な事業を、あるいは子育て支援をしていくということで検討させていただきたいというふうに思いますし、またいろんな状況、この医療費の問題についても他の先進事例なども参考にさせていただきながら、大いに検討させていただきたいというふうに思います。
- 國井輝明議長** 遠藤議員。残り時間を考え、質問願います。
- 遠藤智与子議員** ありがとうございます。
これで終わりだということではなくて、さらに検討していくということでした。大変

心強く思っております。

先ほどの大塩平八郎の言葉ではありませんけれども、寒河江市の子供がより幸せになること、これは寒河江市の未来がより明るくなっていくこと、これにつながっていくと思います。子供の医療費が無料化だということで、ちょっとしたけがでも、ちょっとした病気でもすぐかかれる、その結果病気が重たくならずに早目に治る、こういうことがございます。総じて言えば、医療費もかからなくなっていく、そういうことでもございます。これは国保制度にも言えることだと思います。寒河江市でのさらなる子育て支援の充実を求めまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

- 國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊賢一議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号7番から10番までについて、4番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員** 渡邊賢一でございます。

初めに、市長への手紙や住民アンケートなどによる市民本位の佐藤市長2期目、市長初め執行部の方々の御奮闘に心より敬意を表したいと思います。

私は、今回初めて質問に立たせていただきます。足が震えているわけですが、2月から市民の皆さんとの対話を通じて多くのことをお聞きしてまいりました。特に多かったのが議員数の削減により議会と市民の皆さんの距離がますます広がったとの声であります。議員は誰がなっても同じだという厳しい声もございました。そ

うした声にも謙虚に耳を傾け、その乖離を少しでも小さくするため、新人議員ではありますが、これまでの行政経験と地域活動で育てていただいたお力で、即戦力となるよう頑張っていく決意でありますので、なお一層の御指導、どうぞよろしくお願い申しあげたいと思います。

私は、観光と農業問題、雇用と労働問題、防災・減災対策、平和行政の4点について質問をさせていただきます。制限時間の関係もありますので、多少はしよりますが、御容赦をいただきたいと存じます。

通告番号7番の「未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策について」でございます。5項目でございます。

おとといはNHKのど自慢、そして観光さくらんぼ園のオープンセレモニーも行われ、本格的なさくらんぼシーズンの到来となりました。一方で、農作業中の熱中症で農家の方がお亡くなりになりました。そうした状況の中で、先日開催された未来創成戦略外部有識者会議の資料と具体のデータを踏まえ、未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策についてお尋ねいたしたいと思います。

まず1つ目の原発事故による風評被害対策及びTPP対策の現状についてでございます。

原発事故の影響で、現在も福島からの避難が続いているわけございまして、観光客は事故前の数字にまだ満たないというふうに統計上言われております。また、国によっては農産物の輸入を禁止するというふうな状況もありまして、まだまだ被害が続いているというふうに思っています。

市内の観光業、農業の風評被害について、これからもまだ影響を受けていくと思いますので、損害賠償請求を国と東京電力に対して県と一緒にやって行くべきというふうに思っています。それについて、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 東日本大震災及び福島第一原発事故による避難ということでもあるわけですが、現在でも県内には5月14日現在3,982人、寒河江市内でも173名の方が避難している状況であります。寒河江市におきましては、震災発災直後から「絆！元気！寒河江」推進本部ということで、全庁的な体制をつくって現在まで避難者支援、それから市内の放射線量の測定などの対応をしてきているところであります。

お尋ねの風評被害の損害賠償請求の件についても、これまで寒河江市としては給食あるいは水道水にかかわる放射能物質検査の費用などについて、それからJA、農協のほうでは牛肉に係る価格の下落分、あるいは検査費用などについて、そして御指摘がありました観光のほうについては周年観光農業推進協議会は観光客減少分などについて損害賠償請求を行ってきているところであります。今後も引き続き継続していくという考えでありますので、これについては県や関係機関と十分連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

今議会に向けて、市民の皆さんから、団体の皆さんからも請願が出されているTPP、環太平洋経済連携協定の参加についてです。平成25年4月に国会決議が行われているわけですが、これが遵守されないような状況と今なっており、明確にこれについては市長として反対を表明すべきというふうに考えております。これについてはいかがお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、TPPの交渉については去る5月9日、安倍首相が日米においてまさに最終的な出口が見えてきたというコメントを出しているわけであります。また、5月23日には

TPA法案がアメリカ議会の上院で可決されたということで、大きな山場を迎えているのではないかというふうに認識しているところであります。

これまでも申しあげてまいりましたが、TPPについては産業分野、それから地域経済に大変大きな影響を及ぼすということでもありますので、国民、そして市民に対して十分な情報提供と説明が必要であろうというふうに思います。その内容が一般市民に対して悪影響が出ないように国において万全な対応が求められているというふうに考えているところであります。

そして、私としてはTPPの内容が市民全体の生活を著しく阻害する要因となる部分については反対せざるを得ないということをお願いしてきたところでございます。御案内のとおり現段階でもTPPの詳細な内容というものが国から示されておられません。交渉の推移を注視しながら、一日も早い情報の開示、そしてその情報に基づいて市民の皆さんに丁寧に説明をしていく、提供をしていくということが求められているんだというふうに理解をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ市民に情報の開示がなるようにお願いをしたいと思っております。

また、最近では新たに蔵王山噴火警戒区域指定によって、蔵王周辺の観光地は風評被害が深刻になっております。市内における宿泊客やさくらんぼ狩りの観光客など、観光面での影響については本当に大丈夫なのかというふうな声も出されており、現時点での状況などをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私どもも渡邊議員と同様に影響が出ないかということをお大変心配しているわけでありまして、県内の宿泊施設あるいはさくらんぼ関係団体などに確認をしているわけ

でありますけれども、現段階では蔵王山の噴火による直接的な影響は認められていないという状況でございます。しかしながら、全国各地で火山の噴火などが続発しているなどということ踏まえ、今後も気象台の最新の情報などを注視しながら、情報収集に努めながら、いざというときの対応も考えていかなければならないというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

2つ目のさくらんぼ農家、これは生産人口についてでございますが、これの現状、あるいは今後、未来に向けて後継者育成対策について御質問したいと思います。

データによりますと、25年後の人口が約3万人という予測であります。農業分野を含む1次産業はさらに深刻でありまして、1975年から2010年までの35年間で約3分の1まで減少したという結果であります。ある業界筋からいうと、本当に1次産業、特に農家については絶滅危惧業種じゃないかということまで言われております。現在の生産人口の平均年齢、または戸数についてぜひお教えいただきたいと思っております。

さらに、新規就農者が夢を持って農業ができるシステムづくり、後継者育成対策を進めてほしいというふうな声が多くありました。例えば雨よけハウスや成木が既にあるような樹園地を譲り受ける場合、更地にしなければ補助が受けられないという、そうした厳しい要件がありまして、県のオーダーメイド方式のような実態に合った補助要件、緩和策も進めてほしいという、若い農家の皆さんからの声も出されております。ぜひそうしたものも含め、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、最近の寒河江市のさくらんぼ販売農家数であります、統計資料「山形

県の農業」によりますと、平成17年から22年までの5年間で1,483人から1,296人ということで、12.6%減少している状況であります。また、御案内のとおり65歳以上の農業者の方が約65%ということで、大変高齢化が進んでいる状況にあります。こうした傾向は今後も続いていくというふうに考えざるを得ない状況であります。

そうした現状の中で、寒河江市の農業を維持・発展させていくためには、生産人口の維持のための御指摘のような新規就農者の育成、それから雇用労力の確保、さらに農作業の負担軽減というのが大変急務になっているというふうに認識をしているところであります。そのため、後継者の育成対策として農業委員会と連携しての優良樹園地のあっせん、それから担い手新規就農支援事業を活用した生産基盤整備や賃貸借料への補助など、さくらんぼ生産に参入しやすい支援策というものを展開しているところであります。

また、雇用労力の確保ということを申しあげましたが、JAと連携をいたしましてアグリヘルパー制度の周知活動など、さくらんぼ農家の支援も行ってきているところであります。さらに、農作業の負担軽減のために低木仕立てなどを導入した低労力モデル園地の整備、ことしからやろうとしておりますが、それから高所作業車の導入に対する補助なども行いながら、負担軽減の支援をしていくというところであります。

後継者の育成、それから生産人口の維持のためには、やはり農業所得の向上というのが最も効果的な要因であるというふうに思っております。そういう意味で、寒河江の誇る紅秀峰のブランド化、さらには生産拡大のための支援策の一層の充実を図っていきたいというふうに思いますし、また特に新規就農者の方に対してはただいま御指摘のあった点なども踏まえて、農業者の皆さん、あるいは農業団体などからも御意見を頂戴して、新たな支援策というものを検討

していく必要があるというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと存じます。

3つ目の観光客誘致のイメージアップ、また効果的な交流人口の拡大に向けて御質問したいと思います。

これまでいろんなイメージアップ作戦、例えば、ゆるキャラとかミスさくらんぼなど、一生懸命頑張っておられます。多くの効果が上がっているというふうに思っているんですが、これに限らず、イケメン男子や走る広告塔、例えばさくらんぼランナーズのような結成、寒河江でしか手に入らないような世界に一つだけのオリジナルグッズ開発など、競合している自治体が真似のできないようなさらに踏み込んだ新たな視点も必要ではないかというふうに思っています。これについて市長の見解を求めたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市にはさくらんぼ、あるいは慈恩寺ばかりでなくて、他にない、あるいは他に誇れるようなすばらしい地域資源が数多くあるというふうに認識しております。その豊富な寒河江の魅力というものを新たな視点からどのように生かして全国に発信していくかということが大きな課題であるというふうにも思いますし、また住民参加による地域全体のもてなしというものを進めていく中で、より地域の利害を創出して、観光誘客に結びつけるということも大変重要ではないかというふうに認識しております。ここ最近では、例えば青年会議所が主催する「やきとりBar（バル）」でありますとか、「ツール・ド・さくらんぼ」などについては、地域資源を生かして新たな、そして独創的なイベントとして成長しているのではないかというふうにも思いますし、また慈恩寺

についても商工会青年部のつくった山形CM大賞の受賞でありますとか、国の史跡指定によって地域も盛り上がって、その歴史が身近に広報・宣伝されて、新たな観光客誘致にもつながっているものというふうに思います。今後こうした若い方々の斬新なアイデアなども十分取り入れながら、寒河江らしいオンリーワンのまちづくりというものを進めていく必要があるというふうにも思います。御指摘の点なども含めて、さらにイメージアップ、交流人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つが全国規模での広報、宣伝、情報発信という点で言いますと、もっと観光業と農家のコラボの商品を売り出してはどうかというふうに御提案をしたいと思ひます。例えば市内の温泉旅館宿泊と朝摘みさくらんぼ、非常に今、脚光を浴びているわけですけれども、そうした朝摘みさくらんぼ狩りなどのプレミアム限定セット商品と称して、寒河江でしか味わえないような、そういったものもいいのではないかとこのように思ひますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 朝摘みさくらんぼについては、昨年ですかね、デスティネーションキャンペーンなどでも大きく取り上げられ、話題になったわけでありすけれども、その背景には朝摘みのさくらんぼは新鮮でおいしいというところもあって、また宿泊と結びついて滞在時間が長くなるということで、非常に効果的ではないかということがあったようでありすけれども、寒河江市においてはお聞きをすると既に平成18年ごろから市内の宿泊施設において慈恩寺、田沢川の蛍観賞ツアーとセットの朝摘みさくらんぼ狩りを実施していたということでありす。佐藤錦の

収穫時期と蛍観賞の時期がマッチングすることから、6月中旬から7月上旬のシーズン中にはツアーバス10台相当の観光客の宿泊の実績があったというふうに聞いているところであります。そういう意味で、ぜひこれからもこうした取り組みを進めていきたいというふうにも思ひますし、寒河江ならではのプレミアム感というものを付加して、差別化を図って、新たな取り組みも進めていく必要があるというふうに思ひます。もちろんそれには温泉組合あるいは周年観光農業推進協議会などとも十分連携をしながら、商品化していくということに努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひこれまた進めていただきたいというふうに思ひています。

4つ目、道の駅周辺の環境整備、交通安全施設や案内板についてでございます。

約四半世紀、25年ぐらゐ経過するんでしょうか、あのチェリーランドができて、国道112号線の信号あるいは横断歩道も設置されず、ここに来た観光客が危険な横断をしなければならないというふうに現在なっています。特に高齢者の横断は非常に危険でありまして、せつかく朝日連峰、月山、葉山という大パノラマのビュースポットである二の堰親水公園、遊歩道、水車小屋などへの案内板がほとんどなくて、観光客がよくわからずに迷子になっているケースが多々ございます。このことから、ぜひ信号機や横断歩道、観光案内板の設置等、観光客への安全・安心とおもてなしの環境整備を進めていくべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の点、我々も非常にそこから辺はこれから配慮をしていかなければならないというふうにも思ひておりますが、御案内のとおり信号機と横断歩道というのは市が設置するわけにもいきませんし、公安委員会が設置を

するということとなりますが、特に信号機などについては交差点において相互対象道路のそれぞれ入れ込む車の数というのが1時間当たり300台以上ないとなかなか信号機をつけられないというような基準があるそうであります。もちろん112号は300台なんです、その入り込む道路がそうになっていないというような御指摘を受けました。また、横断歩道については信号機のような基準はないけれども、必要性、安全性などを総合的に判断して設置をしていくんだというようなお話でありました。そういう意味で、我々も現時点ではなかなか難しいというふうな感触を持ったところでございます。

また、観光案内板については、現在道の駅正面の112号と市道の交差点の西側に二の堰親水公園の案内看板が1基配置されているところがありますが、なかなか見えづらいというようなところもありますし、この二の堰親水公園というのは私も思いますけれども大変優秀なと思いますか、大変いい観光資源というふうにも思います。これからの誘客のためにも、あるいはにぎわいを創出していくためにも、案内看板などを設置するということについて意を用いていきたいというふうにも思いますし、また信号機、さらには横断歩道などについても公安委員会のほうにもぜひ働きかけをしていって、何とか御理解をいただければなというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。地元の市民の皆さんからは、いろんなイベントがふるさと総合公園のほうに皆持っていかれるというふうなことがありまして、そういった面にもぜひ御配慮いただきながら、バランスのいい開催をお願ひしたいと思います。

さて、最後5つ目ですが、県の「世界一さくらんぼ」等の次世代プロジェクト、きのうも会議が行われたようですけれども、これとの連携

についてでございます。

メジャーデビューから産地での普及まで約20年と言われている新品種開発でございます。次世代のさくらんぼ、いわゆる大粒系とかポスト佐藤錦としての話題の「世界一さくらんぼプロジェクト」、これとの連携をもっと進めていくべきです、共同開発など紅シリーズに頼らず市独自の研究開発もさらに進めていくべきだというふうに考えるわけですが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** きょうの新聞にも載っておりましたが、県のほうでは今年度から新たに新品種の開発、それから国際宅配制度の構築、機械収穫の研究などを主な内容とする「さくらんぼ世界一プロジェクト」というものを始動させるということでありまして。お話をお聞きしますと、この主体になりますのは、寒河江市にあります園芸試験場ということでありまして。今、紅秀峰というのがそういうふうに寒河江ではいろんなブランド化を進めておりますけれども、ほかの県でも新たな品種の開発などを行っているわけがあります。青森県のホームページを見ますと、大玉でおいしいさくらんぼ新品種ジュノハート、これは紅秀峰とアメリカンチェリーを掛け合わせたんですね。ことしの7月ごろからデビューをしたいなどということが書いてありましたが、そういう意味でこれはだんだん大玉系になっていく、そして海外展開など県のほうでも推進していくということでありまして、そういう意味ではアメリカンチェリーに対抗できるような品種を開発していきたいという意気込みだというふうに思います。我々としても大変そこは賛成でありますし、そういう意味でぜひ県とも協力をしていきたいというふうに思いますし、地元にも園芸試験場があるわけでありまして、試験研究ということになればやっぱり人材、そういう施設というものが充実をしている県の園芸

試験場のほうでしていただくというのがいいのかなというふうにも思っておりますけれども、ぜひそこら辺は我々市としても協力をさせていただきたいというふうに思います。

ことしから、先ほども申しましたけれども農協さんと連携をしてさくらんぼのモデル園地というものの整備を市のほうで計画をしているところであります。さらには、寒河江市では輸出などについても台湾は3年目を迎えるわけですけれども、ことしまたオファーがありまして、台湾以外にも持っていくという計画でありますので、そういう意味でぜひこうした輸送の面でのいろんなノウハウも一緒に研究できるのかなというふうにも思っているところでありますので、ぜひ県とともに目指していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これまで輸入自由化に勝ち残ったわけですので、これらを踏まえ、ぜひさらに研究を進めていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

さて、次の通告番号8に移りたいと思います。

若者定住のための雇用創出と健康で安心して働き続けられる職場の拡大についてでございます。これについては4点お尋ねしたいと思ひます。

1つ目、企業誘致の現状と雇用創出についてでございます。

未来創成、特にその中でも若者定住のためには雇用対策こそが最重要政策と言われております。市政概況の御報告にもございましたけれども、市内の雇用の現状についてどうなっているかお聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 雇用の状況としては、定例会冒頭で御報告いたしましたけれども、ことし4月のハローワーク寒河江管内の有効求人倍率は0.92倍ということですが、常用における有効求人

倍率は西村山郡の0.96倍に対して寒河江市は1.10倍ということで、西村山管内全体では寒河江市が高くなっているというような状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** その中でも、2番目に書きましたけれどもバイオマスエネルギーなどを利用した持続可能な資源活用の企業誘致を図り、さらに産業育成に向けて進めていくべきだというふうに思っています。寒河江市周辺には豊富な西村山地域山間の森林資源がございます。これについては県でも力を入れているわけです。資源活用した産業分野に雇用を確保していくのが一番効果的だというふうに思っています。例えばこれによって農業用の加温ハウスでの活用、ペレットボイラーなどの普及拡大をしながら、市として後押しすべきというふうな声もございます。ぜひこれが進むように、市長の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** バイオマスエネルギーというのは、化石燃料に比べてCO₂が少ない自然エネルギーであるわけですので、地球環境に優しい新たなエネルギー源として利活用が期待されているということは御案内のとおりであります。

環境エネルギー関連分野につきましては、国においてもバイオマスエネルギーなどの導入促進というものを進めているわけですので、今後進展が期待される分野であるため、我々としても企業誘致などについてもそういった関連の企業などにも働きかけをしているところでありますし、資源もあるわけですので、ぜひその資源を活用した事業展開などもさせていただければなというふうにも思ひます。また、ことしから市の老人福祉センターのボイラーをペレットボイラーにかえさせていただいて、そういう資源を活用して実際進めていくなどとい

うことで事業を展開させていただいているところであります。できる限りそういった企業誘致、あるいは事業化に向けた支援を寒河江市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 市長もおわかりのとおり、暖かさが違うというか、化石燃料と木材では。その違いをぜひわからない方には広くPRしていただき、またさっき言った農業などへの展開も含めて施策としていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて3つ目、ここからは労働環境の課題なんですけど、市内企業における育児休業など子育て支援制度の理解と休業の取得拡大に向けてでございます。

これについては、現在国のほうで残業代ゼロ、いわゆる働かせ放題とか、雇用の金銭解決制度、首切り自由という、そうした労働法制の改悪が行われようとして、これに反対する請願も今出されているわけでございます。今ある制度すら知らない事業所、労働者が多いため、こうした育児休業などの広報をもっと力を入れていくべきだというふうに思っています。男女共同参画社会を実現するためにも、優良モデル事業所を指定するなどして、男女の育児休業の取得率向上をさらに図っていくべきだと思うんですけど、市長の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については、ことし3月に公表されました平成26年度ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査報告書によりますと、育児休業制度の利用者数は48.1%にまだとどまっている低い状況であります。こうした労働関係の各種制度の周知というのは、仕事と家庭の調和を図る取り組みを進めていく上では大変重要だというふうに考えているところであります。

現在、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するための山形いきいき子育て応援企業認定制度というのがありますが、この認定を受けた企業というのは県内で617あるわけでありませうけれども、寒河江市内には34社ございます。中でも日東ベストさんは市内で唯一優秀企業の認定を受けているところでございます。また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度というものございまして、山形労働局管内では19社、そのうち市内では株式会社山形富士さんが認定を受けているというような状況であります。ぜひこうした認定企業の活動というものを市としても大いにPRをして、これらの活動を周知していききたいというふうに思ひます。

今年度の事業として、企業経営者並びに人事担当者などを対象に女性が輝く職場づくり推進セミナーというものを市で開催させていただきます。各種制度の周知を図るとともに、男女とも育児休業取得率の向上なども含めた職場環境の改善、整備への取り組みの機運醸成を図っていく考えでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ推進セミナーの開催、これをきっかけに取得が拡大されるようにお願ひをしたいと思います。

続いて、4つ目の市職員の心身の健康増進並びに労働条件改善に向けてでございます。

これについては、ぜひ市長の足元から改善をしていただきたいという趣旨で、時間外勤務の現在の実態、年次有給休暇や夏期休暇などの取得状況などをお聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成26年度の状況について御報告申しあげますが、時間外勤務の実施状況については、職員1人当たりの年間平均は51時間あります。また、最も多くの時間外勤務をした職員の年間実施時間数は360時間でございます。年次有給休暇の取得状況については、26年

度実績で1人当たり年間平均8.3日、夏期休暇は年間3日間取得することができますけれども、1人当たり年間平均2.9日の取得というふうになっております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 県では、前知事時代からの行き過ぎた行政改革などによって、大幅な人減らしが進んで、過労死や突然死を含む現職死亡あるいはメンタル疾患で長期病休者が増大しているという実態がございます。市の職員の皆さんの労働安全衛生上、こうした取り組みと心身の健康増進策、今数字はお聞きしたわけですがけれども、まだまだサービス残業とか土日出勤などで振り替えがとれない方なども中にはいらっしやるとお聞きしているんですけれども、そうした心身の健康増進策についてもっとどういうふうに進めていこうとしているのかお聞きしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市職員への労働安全衛生の取り組みと心身の健康増進策についてお答えをしたと思います。

現在、市職員でメンタル疾患により特別休暇などを取得している職員は1人ですが、当該職員は現在「試し出勤」を実施中でありませう。そういったことで、自宅や病院で静養している職員はいないわけでありませう。

また、長期間労働への対応でありますけれども、例えば選挙事務とか災害の対応などで短時間に長時間の労働を行った場合などについては、産業医の面接指導などについて説明を行って、必要な措置を講じていくことにしているところでありませう。

今後とも各職員に対するカウンセリング体制の周知、さらには所属長及び健康管理担当者へのメンタルヘルス研修派遣、さらには産業医からのアドバイスなどをいただきながら、職員の健康増進に努めてまいりたいというふうにお考え

ているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ労働安全衛生対象職場になっているわけですので、月1回の労使の話合いなども含め、県では進んでいるわけですので、市としても実施していただきたいなというふうにお思っています。

最後に、ワーク・ライフ・バランス、先ほど市長からもありましたけれども、これをしっかり保持して、人間らしい働き方となるようにしていくこと、意識改革が必要だというふうにお思っています。そのために、人員配置の適正化、時間外勤務縮減と年次有給休暇や各休暇の完全取得ができるような職場づくりに配慮すべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、人員配置については今年度行財政改革指針の見直しというものをさせていただくことになっておりますので、今後のそれぞれの事務事業量の把握、あるいは業務の改善などを行いながら、適正配置を進めていきたいというふうにお考えしております。

それから、時間外勤務の縮減については、時間外勤務取扱要綱にのっとり、所属長においては事務量の的確な把握、それから事務の配分などを適正に行うことはもちろんでありますし、また事務処理の合理化及び能率化などについても意を用いて、正規の時間内に事務を処理するよう指導・監督していただくということにしているところでありませうし、今後ともそういう形で進めていきたいというふうにお思います。また、職員においても職務を遂行していくに当たって勤務時間内に事務を処理するよう努めていくようにさらにお願いをしたいというふうにお思っております。

やむを得ず週休日あるいは時間外に勤務を命じていく場合などにおいても、週休日の振り替えでありますとか、時差勤務などを行って、職

員の健康の維持・増進に努めていきたいというふうに考えているところであります。

先ほども申しあげましたが、短期間に多量な事務などが発生した場合、これまでも係や課を超えて協力しながら業務に取り組んできたという経緯がありますので、今後とも横の連携を密にしながら、時間外勤務の縮減に一層取り組んでまいりたいというふうに思います。

年次有給休暇、それから夏期休暇の取得状況は先ほど申しあげましたが、課長会などでも逐次取得状況などを説明して、計画的な業務管理による連続的な年休の取得促進でありますとか、取得しやすい職場環境づくりなどにも意を用いていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。地方公務員法改正によって、評価制度などの導入なども予定されているそうですけれども、こうした問題についてもまた別途御質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続いて、通告番号9番、防災・減災対策と安全安心のまちづくり推進についてでございます。これについては7点ほどお尋ねしたいと思ひています。

1つ目の袋小路の除雪対策及び空き家・空き地の利活用についてでございます。

このところ豪雪が続いておりまして、除雪費もかなり膨らんでいとお聞きしております。市内の袋小路には老人世帯が非常に多く住まわれているというふうな状況で、当該地は市道認定のならない私道で、除雪も雪押し場というふうになって、スペース確保が困難なところが多いわけでございます。老人世帯は体力が低下していて、各家庭の入り口さえ除雪がままならず、冬期の災害時には袋小路に緊急車両が入れないような事態も想定されます。冬期間だけでも雪

置き場として空き家・空き地の借り上げができないものかというふうな声が出されておりますので、お聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 袋小路のところについては、主に私道になっている場合が多いということ、御指摘のとおりであります。私道の除雪については関係者の同意を得て町会長さんなどから申請をいただいて、そして除雪を行っているわけです。その際、雪押し場の確保をお願いしているところでありますが、困難な場所もあるということでもありますので、申請のときに近くに利用できる場所を探すなど、事前の打ち合わせをさせていただいて、除雪作業を進めている状況でございます。

高齢者世帯も多いというふうなお話でありましたが、今後ますます高齢者世帯がふえていくということも予想されるわけです。我々としても除雪制度のさらなる充実というものを進めていかなければなりません。除雪というのは言ってみれば一つの災害的な要素が多々あるわけです。災害は何としても克服しなければいけないというふうに思ひますので、さらなる制度の充実、さらに狭い袋小路での雪押し場の確保をするための御指摘の空き地を借り上げるなどの手法などについても、これから検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目のこういう対象不動産の固定資産税の減免特例制度を新設できないかという点でございます。

今、市長からありましたように町会長初め、町会段階で借り上げの協力が得られないというふうな状況がありまして、これは不動産所有者の税制上のメリットがないためというふうな率

直な声が出されています。地方税法にはこういった特例がないために、寒河江市独自に条例を制定して、若干固定資産税の税収は下がると思いますが、軽減をすべきというふうに考えますが、市長の御見解をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問にもありましたけれども、固定資産税の減免については地方税法に基づいて市税条例及び市条例規則で規定をしていることとありますが、現在の内容の中では一つには公益のため直接占用する固定資産というのがあります。それについては減免の対象になるということとありますが、この公益のため直接占用する固定資産というのは集会所や児童公園、さらには学校法人など以外の者が設置した幼稚園で保育に供する固定資産などということになっておりますので、御質問の町会などで雪置き場として空き地を借り上げた場合というのは現在の制度では対象にならないというふうになっているところであります。

我々としては、先ほど申しあげましたけれどもぜひ何とか地域の、とりわけ袋小路の除雪などについて困っている状況なども十分把握しながら、またいろいろ調べてみますと先進事例などもほかの県の自治体などでもあるようですから、その辺を調査をさせていただきながら、その減免特例制度について検討していくことを進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 非常に誠意ある前進回答、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、3つ目の自主防災組織整備についてでございます。この現状と今後の防災訓練実施に向けた課題ということで、2点お聞きしたいと思います。

現在、袋小路も含め自主防災組織の組織率、あるいは防災訓練が行われたか否かの実績、こうしたものはどうなっているかお伺ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自主防災組織というのは、地区民の相互扶助の精神に基づいて地区単位で防災活動を行うことによって地震、水害、火災、その他の災害による被害を最小限に食い止め、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の取り組みを行うという大変重要な組織だというふうに理解をしております。

寒河江市の自主防災組織の整備状況は、平成27年3月現在で62組織となっております。町内会の数で言いますと201町内会のうち142町内会が加入しております。世帯数に対する組織率で言いますと78%ということになっております。ぜひこれを100%を目指して今頑張っているところでございます。

27年度におけるいろいろな活動状況ではありますが、防災訓練の状況については37組織で実施をしております。そのほか、会議、パトロールなどを含めると41組織で活動を行っていただいているところであります。防災訓練の主な内容については、消火器を使った初期消火訓練、避難訓練、炊き出し訓練、それから防災用機器点検、操作訓練などが多かったと聞いております。これからもぜひ100%を目指しながら、自主防災組織の連絡協議会という組織がありますから、そこを通じて各組織の活動の充実、訓練の実施の呼びかけをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 万一の災害に向けた訓練というものは大事ですし、市内全域で組織率100%を目指すという今市長からありましたけれども、ぜひ進めていただきたいと思ひます。市民のさまざまな職種の方々からも御協力をいただかないと、

これは進んでいきませんので、こういった点についてもぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 訓練というのは大変大事なわけでありましてけれども、昨年度各地区の防災訓練には90の町会の方から参加をしていただきましたが、全体の半分以下という状況であります。ぜひ全地域で防災訓練が実施できるように進めていかなければならないというふうに思ひます。

寒河江市では、毎年10月の第1日曜日に寒河江市の防災訓練を持ち回りでさせていただいております。今年度は高松地区が会場となっておりますけれども、地元の自主防災組織はもちろん参加していただくこととなりますが、各地区の防災組織の方々からもぜひ見ていただいて、各地区の防災訓練に役立てていただきたいなというふうに思っているところでございます。そういう意味で、寒河江市では各地区の防災研修会、それから防災訓練などの事業に対して補助制度もつくっておりますので、ぜひ多くの方が訓練に参加していただければというふうに思ひます。

また、その際アドバイスする人が、スペシャリストが必要だということであれば、今年度から危機管理室に防災対策専門員というものを配置させていただきましたので、スペシャリストとしての訓練へのアドバイスなどもできるというふうに思ひますので、その訓練の充実に御活用いただければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。質問時間残り5分です。

○**渡邊賢一議員** 4つ目のひとり暮らしの老人の方の救命救急の体制整備についてでございます。

現在自己申請となっている災害時要支援者の登録制の現状を、特に一番社会的弱者と言われていられるこの方々の登録状況をお聞きたいと思

ひます。また、町内会、例えば消防団とか民生委員の方々だけでは救出するのが非常に困難だというふうな声が出されております。隣組が緊急通報を受けた後の初動訓練、こういったものが非常に大事だというふうに言われておられて、この体制整備が必要なわけですが、ぜひこうしたところについての市長の御見解をお聞きたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の名簿登録者というのは市内で808名というふうになっております。内訳については、要介護3以上の方と障害者の方がそれぞれ22%、高齢者ひとり暮らしの方が31%、高齢者のみの世帯が25%というふうになっているところであります。

御指摘のとおり、各地区の民生児童委員の方、あるいは町内会長さんなどから御協力をいただくということになりますが、その方だけではもちろん災害時に機能を果たしていくということにはならない可能性もあるわけでありまして、そういった場合なども含めて、日ごろから地域の中でお互いが助け合い、いざというときには隣組の皆さんからも協力をさせていただいて、ともに助け合い守っていくという共助の意識を高めていくというふうにしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった我々の活動も進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ万一のためによろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関係もありますので、(5)に入らせていただきますが、公民館整備事業等についての現状でございます。災害時に避難所となる地区公民館、分館の整備状況について、予算、決算の中にもありましたけれども、今の状況についてお聞きたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草苺和男教育長** 本市では、地域の公民館、以下分館と申しあげますけれども、分館の自主事業及び生涯学習の推進を図るため、分館を整備する場合、公民館整備事業費補助金交付規程によりまして補助金を交付しております。補助対象となる事業は、これまでは分館の新築、増築、駐車場舗装などでありましたけれども、平成25年度からは耐震改修を、さらに平成26年度からはバリアフリー改修も補助対象に加えたほか、分館を構成する戸数別に補助率を定め、少ない戸数の分館の負担軽減を図るなど、市民の要望を踏まえて制度の見直しを行ってきたところがあります。

分館の耐震化につきましては、市内61分館のうち耐震化の調査対象となる分館は18分館であります。平成26年度までに全分館で耐震診断を実施しておりまして、全ての分館が「倒壊する可能性が高い」という耐震基準の評点であります。0.7未満という結果でございました。それを踏まえまして、平成26年度に4分館で耐震改修を実施いたしまして、来年度も3分館で耐震改修を計画しているようであります。

また、バリアフリー改修については、手すりの取り付けや段差の解消、床材の変更、扉の取りかえ、洋式便器への取りかえなどが対象となるものであります。今年度は2分館で改修予定であります。引き続きそのほかの分館においても本事業を活用し、安全・安心な施設整備を推進していただくよう支援してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 以上で渡邊議員の質問を終わりにさせていただきます。

散 会 午後2時01分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

